

日本ボーイスカウト新潟連盟ユースネットワーク細則

日本ボーイスカウト新潟連盟規約第 55 条により、『ユースネットワーク』細則を定める。
ユースネットワークは『YNW』と略記する。
YNW は常置機関とし、新潟連盟・特別委員会に準じて運営される。

平成 14 年 6 月 2 日
日本ボーイスカウト新潟連盟

日本ボーイスカウト新潟連盟ユースネットワーク細則

NO.	新 設 細 則	解 説
第1条	設定基準 この細則は、日本ボーイスカウト新潟連盟規約第55条により設置される「ユースネットワーク」（以下 YNW と略記）の 目的・業務・構成・運営等について規定する。	細則設定の根拠規定を示した。
第2条	目 的 県内ベンチャースカウト・ローバースカウトの活動を促進し、若い世代の要望を新潟連盟の運営に反映させるため、新潟連盟に YNW を設ける。 2. YNW は、ベンチャースカウト・ローバースカウトのネットワーク・情報交換を主体とし、内外 VS ・ RS との交流事業・内外遠征旅行・奉仕活動およびフォーラム等の要望を集約し、本連盟の施策・運営に反映させると共に、VS ・ RS のスカウトとしての成長、及び各団の VS ・ RS 活動の振興に寄与することを目的とする。	① YNW の目的がネットワーク・情報交換 VS/RS 活動の振興への寄与を目的とする事を明記した。 ②交流活動は国内にとまらず国外交流の要望も対象とした。
第3条	活 動 YNW は、前条の目的を達成するため、次の活動を企画し実行する。 ①県内 VS 隊・RS 隊（RS は単独登録を含む）のネットワーク・情報交換・親睦活動 ②県内 VS ・ RS 活動の振興寄与に関する活動 ③ VS の進歩に関する啓発 ④所属原団への奉仕活動の奨励 ⑤本連盟の運営・年間行事に関する意見具申と要望 ⑥日本連盟・本連盟が主催する事業に関する奉仕活動 ⑦ユースフォーラム・ユースキャンプ・国際交流・内外遠征・奉仕活動・自己研修・単科研修・及び親睦活動等の自主活動 2. YNW の活動は、あらかじめ了承及び委託されている事項を除き、理事会の議を経て決定し実行される。 3. YNW より理事会に提案事項・要望事項の有る場合は、YNW 運営委員会代表が理事会に出席し、関係事項について、報告・説明及び発言をすることができる。	① YNW の活動が、県内各団の VS ・ RS へフィードバックし活性化することが期待される。 ②要望・提案事項が有る場合は、運営委員会代表が理事会に出席し直接発言できるようにした。
第4条	構成・組織 YNW 委員の選任 YNW は県内登録の各 VS 隊・RS 隊（RS の場合は個人登録を含む）の代表及び本連盟が選任する委員によって構成する。 2. VS 隊・RS 隊の代表者氏名の申告は、各団団委員長が責任もって行う。団推薦の代表委員が任期満了となった場合、後任の YNW 代表委員を団委員長が推薦する。 3. 本連盟が選任する委員は、理事長・県コミッショナー・YNW 代表が協議して委員候補者を推薦し、団委員長の承認をうける。県連盟推薦の委員が任期満了となった場合及び必要な場合は、同様の手続きで追加推薦をすることができる。 4. 団推薦及び本連盟推薦の YNW 委員は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。各隊を代表する YNW 委員及び本連盟が選任する委員は17歳（高校2年生以上）から24歳（24歳の誕生日を迎える年度の3月31日まで）の委員をもって構成する。	① YNW は県内 VS ・ RS 隊の代表で構成する。 ②団及び県連の推薦責任を明確にした。 ③委員対象年齢を明確に定めた。

第5条	運営委員会	<p>YNW を運営するため、「ユースネットワーク運営委員会」を設ける。</p> <p>2. 運営委員会は下記の役務委員並びに代表委員を以って構成する。</p> <p>① YNW 運営委員会委員長 1名</p> <p>② // 副委員長 2名</p> <p>③ // マネージャー 1名</p> <p>④ // サブマネージャー 2名</p> <p>3. 運営委員会役務者の任務は次のとおりとする。</p> <p>① 運営委員会委員長は運営委員会及び委員総会の議長となり、YNW を運営する。</p> <p>② 運営委員会副委員長は委員長を補佐し、特務事項を担当する。</p> <p>③ マネージャーは連絡・会計・記録等の事務事項を担当する。</p> <p>④ サブマネージャーはマネージャーを補佐し特務事項を担当する。</p>	<p>副運営委員長・副マネージャーは各2名とし、必要な場合はRS・VSより各1名を選任することが出来るように配慮した。</p> <p>①運営委員会役務者の任務を明確にした。</p>
第6条	任期・運営委員の選出	<p>各団及び新潟連盟選任の YNW 委員の任期は一年とし、再任を妨げない。ただし、VS・RS それぞれの部門で同一の役務に連続して就任する場合は2期を限度とする。</p> <p>2. YNW 運営委員会役務委員の選出は YNW 委員の互選による。</p> <p>3. YNW 運営委員会役務委員選出の結果は理事会に報告しなければならない。</p>	<p>できるだけ多くの委員に役務委員の機会を与えるため、3選を禁止した。</p>
第7条	アドバイザー	<p>YNW にアドバイザーを置く。アドバイザーは県コミッショナー（または県コミッショナーが指名する者）が就任することを原則とし、理事会の議を経て理事長が委嘱する。</p> <p>2. 必要により副アドバイザーを置くことができる。副アドバイザーはコミッショナーが推薦し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。</p> <p>3. アドバイザー・副アドバイザーは YNW の運営について指導助言を行う。</p> <p>4. YNW アドバイザーは VS 隊指導の経験を有し、VS 課程研修所修了者が望ましい。</p>	
第8条	事務・経費	<p>YNW の事務、並びに通信費等の経費は、特別委員会に準ずる。</p>	<p>事務・経費は県連委員会に準ずる事とした。</p>
付 則		<p>この細則は、本連盟規約改正案成立の日より施行される。</p>	<p>平成14年6月2日</p>